

立川市主管課契約事務取扱基準

第1 目的

この基準は、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号。以下「規則」という。）第3条の2に規定する主管課において締結することができる契約のうち、同条第1項第19号に規定するその他特に必要があると認めた契約の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象となる契約

規則第3条の2第1項第19号に規定するその他特に必要があると認めた契約は、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号若しくは第4号に規定するもの又は第2号及び第5号から第7号までに掲げる随意契約のうち、次の各号の一に該当するもの
 - ア 国、地方公共団体その他の公法人、公益法人等とするもの
 - イ 資格、設置要件等の市の示す一定の条件を満たし、他に代わる業者がないもの
 - ウ 法令等により指定された業者とするもの
 - エ 地域の特性により競争することが著しく困難なもの
 - オ 事業の継続性が求められ、他に代わる業者がないもの
 - カ 特殊な技術等を必要とするもの
 - キ 緊急を要する修繕等で、やむを得ず規則第3条の2第1項第12号から第18号までに規定する金額を超えてしまうもの
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、全く競争の余地がないと認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認めた随意契約

第3 遵守事項

第2に該当する契約を締結する場合は、規則、契約に係る要綱及びガイドライン等を遵守しなければならない。

第4 手続

- 1 第2第1号に該当する契約を締結する場合は、特命随意契約理由書及び製品指定理由書（製品を指定する場合のみ）を添えて、立川市事務専決及び代決規程（昭和44年立川市

訓令甲第 11 号) 別表第 2 に掲げる区分により、財務部契約課の合議を経て決裁を受けるものとする。

2 第 2 第 2 号に該当する契約を締結する場合の手続きについては、別に定める。

第 5 責務

第 2 に該当する契約を締結する場合は、業務を詳細に把握し、適正な価格で発注できるよう努めるものとする。

第 6 委任

この基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。